平成２８年（フ）第２７７８号
大阪市西成区鶴見橋３丁目２番５号　介護ホーム大きな手鶴見橋　508号、開始決定時大阪市西区九条南３丁目28番７号
破産者　藤田　欽也
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１８号
大阪府守口市西郷通１丁目６番７号
破産者　磯部　和子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４１０号
大阪府八尾市桜ケ丘３丁目25番地　ヴェルデサコート桜ヶ丘205号
破産者　冨士野裕之
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５７３号
大阪府和泉市府中町３丁目２－４、住民票上の住所大阪市鶴見区放出東１丁目18番15－405号
破産者　髙下　政史
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
破産者　山口　信行
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１号
堺市東区中茶屋54番地10
破産者　池﨑　泰行
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８０号
福岡県筑紫野市針摺東１―16―７　Ｎａｇｏｍｉ壱番館102号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東難波町５丁目30番５―1104号
破産者　荒木　　雄
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８４６号
広島県廿日市市佐方486番地９
破産者　福原　和彦
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
大分県別府市西野口町７番14号　パールハイツ西野口206号
破産者　松下こと　許　　君子
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１００号
福島県郡山市安積町成田字西前坂１番地の４
破産者　橋本　　愛
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
神奈川県三浦郡葉山町一色1150番地の１アデニウム葉山一色517、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内2100番地の74
破産者　鈴木　治雄
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５８号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1447番地の１アムールロンシャン103、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町堀内2100番地の74
破産者　鈴木亮二朗
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３４０号
愛知県高浜市論地町２丁目３番地56（Ｗｉｎｄ　ＢｅｌｌⅡＡ棟102号室）、開始決定時の住所愛知県高浜市論地町２丁目２番地289
破産者　宮武　基樹
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
愛知県岡崎市本宿町字下トコサフ１番地167
破産者　藤井　敏宏
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
大阪府吹田市青山台４丁目３番Ｃ９－103号、開始決定時の住所滋賀県長浜市石田町1171番地
破産者　野一色寛臣
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１号
和歌山県新宮市新宮2069番地の24
破産者　玉置　**善**丈
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第９号
熊本県天草市天草町高浜南2868番地１
破産者　松本　友子
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部